

親族を同居させたい場合の手続きについて

県営住宅は民間住宅と異なり、新たに同居を希望する方がいる場合は、愛知県住宅供給公社へ申請を行い、承認を得たのち同居していただくこととなります。

なお、収入が入居基準を超えている、迷惑行為を行っている等、世帯の状況によっては同居が認められない場合もございます。

ご不明な点がございましたら管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。

1 要件

- ・ 3カ月以上の家賃滞納がないこと
- ・ 迷惑行為を行っていないこと
- ・ 同居承認した場合の世帯所得月額が基準以内であること

2 同居させることができる者の範囲

- ・ 名義人の配偶者（婚姻による同居）
- ・ 名義人の1親等の親族（親・子）
- ・ 上記以外の者の場合は、管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。

3 必要書類

〈必ず必要書類〉

同居承認申請書	記入例を参考に作成してください。
住民票	世帯全員で続柄の記載あるもの

〈同居させたい親族にかかる必要書類〉

住民票	続き柄、本籍の省略の無いもの
戸籍謄本	婚姻の有無、契約者との親族関係がわかるもの
収入のわかる書類	所得課税証明書（最新のもの） ※ 1月から5月に申請する場合は次の書類も必要です。 源泉徴収票（給与所得者） 確定申告の控え（自営業者等） 年金改定通知書（年金受給者）
住宅困窮理由を証する書類	賃貸借契約書のコピーなど

※有効な住民票等の公的書類は発行から3カ月以内のものに限ります。

4 申請方法

管轄の住宅管理事務所、支所へ持参又は郵送による受付となります。

様式第13(第17条関係)

同居承認申請書

年 月 日

愛知県知事殿
愛知県住宅供給公社理事長殿

県営住宅の名称及び番号 住宅 街区 棟 号
氏 名
電話(自宅・勤務先) () -

次のとおり、新たに同居させることを承認してください。なお、同居させようとする者が暴力団員であるときその他同居の要件を欠くときは、無効とされても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、同居させようとする者が暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会がなされることに同意します。

入居者の親族等	氏名	続き柄	生年月日	年齢	職業	過去1年間の所得金額
						円
現に入居している者		本人	・	・		
新たに同居させようとする者						
その他の扶養親族						
特別控除該当者の数	障害者の数 人	うち特別障害者の数 (人)	老人扶養親族の数 人	寡婦の数 人	16歳以上23歳未満である扶養親族の数 人	
同居させようとする理由						
(添付書類)						
1 入居者と同居させようとする親族との続き柄を証する書類						
2 同居させようとする者の収入を証する書類						
3 同居させようとする者が特別控除該当者である場合にあっては、特別控除該当者であることを証する書類						
※ 管理人(駐在員)所見	適当 不适当(理由) 氏名 電話(自宅・勤務先) () -					

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 ※印欄には、記入しないこと。
 - 3 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う普通県営住宅に係る届出にあっては、この様式中「愛知県知事殿」を、同項の規定による管理を行わない普通県営住宅に係る届出にあってはこの様式中「愛知県住宅供給公社理事長様」を抹消すること。

同居承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県知事殿
愛知県住宅供給公社理事長殿県営住宅の名称及び番号 〇〇 住宅 〇 街区 〇 棟 〇 号
氏名 愛知 太郎
電話(自宅・勤務先) (090) 1234 - 5678

次のとおり、新たに同居させることを承認してください。なお、同居させようとする者が暴力団員であるときその他同居の要件を欠くときは、無効とされても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、同居させようとする者が暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会がなされることに同意します。

入居者の親族等		氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	過去1年間の所得金額
		現に入居している者	愛知 太郎	本人	〇〇・〇〇・〇〇	50	会社員
		愛知 花子	妻	〇〇・〇〇・〇〇	48	パート	
		愛知 二郎	子	〇〇・〇〇・〇〇	25	会社員	
		愛知 三朗	子	〇〇・〇〇・〇〇	20	学生	
	新たに同居させようとする者	愛知 ハナ	実母	〇〇・〇〇・〇〇	75	無職	
	その他の扶養親族						
特別控除該当者の数	障害者の数	うち特別障害者の数	老人扶養親族の数	寡婦の数	16歳以上23歳未満である扶養親族の数		
	人	(人)	人	人	人		
同居させようとする理由	実母の受入						
(添付書類)							
1 入居者と同居させようとする親族との続柄を証する書類							
2 同居させようとする者の収入を証する書類							
3 同居させようとする者が特別控除該当者である場合にあっては、特別控除該当者であることを証する書類							
※	管理人(駐在員)所見	適当	不适当(理由)				
		氏名	電話(自宅・勤務先) () -				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。
- 3 愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う普通県営住宅に係る届出にあっては、この様式中「愛知県知事殿」を、同項の規定による管理を行わない普通県営住宅に係る届出にあってはこの様式中「愛知県住宅供給公社理事長様」を抹消すること。

住宅管理事務所・支所の連絡先等

名古屋尾張住宅管理事務所 052-973-1791	
〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号（愛知県住宅供給公社ビル5階） 《所管する区域》 名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町	
名古屋尾張住宅管理事務所	海部駐在 0567-24-7330
〒496-8531 津島市西柳原町1-14（愛知県海部総合庁舎5階） 《所管する区域》 津島市、愛西市	
名古屋尾張住宅管理事務所	一宮支所 0586-28-5411
〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4（愛知県一宮建設事務所1階） 《所管する区域》 一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
名古屋尾張住宅管理事務所	知多支所 0569-23-2716
〒475-0925 半田市宮本町三丁目217-21（セントラルビル5階） 《所管する区域》 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、東浦町、武豊町	
三河住宅管理事務所 0564-23-1863	
〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4（愛知県西三河総合庁舎5階） 《所管する区域》 岡崎市、西尾市、幸田町	
三河住宅管理事務所	知立支所 0566-84-5677
〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124（愛知県知立建設事務所南館1階） 《所管する区域》 碧南市、刈谷市、安城市、高浜市	
三河住宅管理事務所	豊田加茂支所 0565-34-2001
〒471-0027 豊田市喜多町6丁目3-4（豊田公営住宅センター） 《所管する区域》 豊田市、みよし市	
三河住宅管理事務所	東三河支所 0532-53-5616
〒440-0801 豊橋市今橋町6（愛知県東三河建設事務所1階） 《所管する区域》 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	